

第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定

（排水設備指定工事店の指定）

第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、これを短縮することができる。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。
（指定の申請）

第6条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の工事の事業を行う者の申請により行う。

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

（2）法人にあっては、定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

（3）営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

（4）専属することとなる責任技術者の公社理事長から交付された責任技術者証の写し

（5）工事の施工に必要な設備及び機械器具を有することを証する書類

（指定の基準）

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

（1）営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

（2）工事の施工に必要な設備及び機械器具を有する者であること。

（3）長野県内又は管理者が指定する地域に営業所がある者であること。

（4）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第6条の13第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

（排水設備工事責任技術者）

第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

（1）排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

（2）排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

（3）排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

（4）第7条第1項に規定する検査の立ち会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第6条の5から第6条の9まで 削除

（指定工事店証）

第6条の10 管理者は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、第6条の13第1項の規定により、指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第6条の11 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び管理規程で定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（変更の届出等）

第6条の12 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者が定める事項に変更があったとき、第6条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めると

ころにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

（指定の取消し又は一時停止）

第6条の13 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は2年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

（1）第6条の3第1項各号に適合しなくなったとき。

（2）第6条の4第1項の規定に違反したとき。

（3）第6条の11に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。

（4）前条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（5）その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

（6）不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。

2 第6条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（排水設備等の工事の検査）

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が関係法令の規定に適合するものであることについて、管理者が指定した職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が関係法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し検査済証を交付するものとする。

3 前項の検査済証の様式は、管理者が定める。

（排水設備等についての指示）

第8条 管理者は、公共下水道の管理上必要があるときは、排水設備等の所有者又は使用者に対して排水設備等の改修又は適当な処置をするよう指示することができる。
